

情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会（第2回） 議事要旨

1. 日時

令和3年7月5日（月）14時00分～15時50分

2. 場所

総務省内会議室

3. 出席者

（1）構成員

山本座長、大谷構成員、神保構成員、庭野構成員、根本構成員、森川構成員

（2）オブザーバー

山路内閣官房安全保障局内閣参事官、永田財務省国際局調査課投資企画審査室長

（3）総務省

竹内総務審議官、吉田情報流通行政局長、二宮総合通信基盤局長、藤野大臣官房審議官、北林総合通信基盤局電気通信事業部長、野崎同局電波部長、三田情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、近藤同局放送技術課長、堀内同局地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、林総合通信基盤局総務課長、木村同局電気通信事業部事業政策課長、鎌田情報流通行政局国際放送推進室長、岡井同局放送政策課企画官、佐藤同局放送政策課企画官、廣瀬同局地域放送推進室長、中田総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課調査官 ほか

（4）ヒアリング団体

（一社）日本民間放送連盟 堀木常務理事、（一社）衛星放送協会 岡本専務理事、
（一社）日本コミュニティ放送協会 天沼事務局長

4. 議事等

- （1）議題(1)「外資規制の実効性確保に向けた当面の対応（案）について」及び議題(2)「外為法における「対内直接投資等」について」

事務局（岡井放送政策課企画官）から資料2-1「外資規制の実効性確保に向けた当面の対応（案）について」、事務局（鎌田国際放送推進室長）から資料2-2「外為法における「対内直接投資等」について」に基づき、説明が行われた。なお、具体的な質疑等は、次のとおり。

【根本構成員】

根本です。ありがとうございます。2点ほど質問があるのですが、最初の政省令の改正の検討というのは、ぜひ、こういった改正でできることであれば、早期にご検討なさるといのは非常にい

いことだと思えます。

一方、外資保有の検証が現行制度で提出を求めることのできる資料ではできないということで、その点、現実的な検証の資料、検証可能な資料であるのか教えていただきたいです。

あと、外為法における対内直接投資の決まりでは、議決権だけじゃなくて発行済株式総数も見ているということですが、その説明にございました、会社員の資金提供者として影響力を行使するというのはどういうことなのか、もう少し具体的に教えていただけないでしょうか。議決権行使以外に、議決権を持たない株主が、例えば、解散請求とか、議案提出とか、一定の比率を持つと、株主の何か持つ権利はいろいろあると思うのですが、どういう形で経営に影響力を持ち得るのか、何か注目される点があるのか教えていただければと思います。

【事務局（岡井放送政策課企画官）】

ご質問ありがとうございます。まず、きちんと検証可能かどうかという点につきましては、まさにこれからの議論にはなりますが、既にご説明を申し上げました書式の改正、それから併せて提出を頂く可能性のある文書につきまして、省側のオペレーションなども考えながら進めていければと思っております。

特に今、証券保管振替機構等を活用した電子化の仕組みがある中で、そのシステム上こういったことが可能なのか、あるいは事業者の皆様のご負担がどうなるのか、そういった様々な面に気を配りながら、これから具体案を詰めていきたいと考えております。

【永田財務省国際局調査課投資企画審査室長】

根本構成員からのご質問でございますが、外為法の投資審査については、放送法等の外資規制と異なりまして、個々の外国人投資家からの対内直接投資等を対象としてございますが、「等」には資金的な影響力行使を含みまして、例えば実質的な営業目的の変更であるとか、支店の開設なども、対内直接投資等に該当し、金銭の貸付けも一定の要件の下で含まれます。議決権だけではなく資本割合でも見ているのは、まさに議決権がない場合でも、例えばたくさん資金を投入していることを背景とした、その他の業務の契約等において影響力を行使する可能性があるということを含めて、総合的に個々の投資について判断するという趣旨で、このような基準のベースにさせていただいております。

【森川構成員】

森川です。ありがとうございます。1点、確認ではありますが、資料2-1の「1. 方向性」の上段ですが、認定基幹放送事業者と認定持株会社に関しては、報告徴収ではなくて資料の提出、かつ政令で限定列挙という形で進めるということであり、文言どおり、報告徴収ではないということ

よいか確認をさせていただきます。

【事務局（岡井放送政策課企画官）】

ご質問ありがとうございます。ご指摘のとおりと認識しております。特に電波法の場合ですと、資料2-1の1ページの表、一番左の真ん中の箱の中に※印がございますが、電波法に基づく報告徴収ですと、特定地上基幹放送事業者や放送衛星等の管理等を行うような事業者である基幹放送局提供事業者については、無線局の適正な運用を確保する範囲で様々な書類を求めることが可能です。

その一方で、認定基幹放送事業者や認定放送持株会社につきましては、あくまで無線局の運用を行うものではなく、放送の事業者の一種で、特にメディアであるということを踏まえ、放送法の観点から、抑制的な仕組みである資料の提出というところで規定をしていきたいと考えております。

(2) 議事(3)関係団体からのヒアリング（(一社)日本民間放送連盟）

(一社)日本民間放送連盟（堀木常務理事）から、資料2-3に基づき、説明が行われた。なお、具体的な説明及び質疑等は、次のとおり。

【(一社)日本民間放送連盟（堀木常務理事）】

日本民間放送連盟の堀木でございます。本日は意見を述べる機会を頂き、誠にありがとうございます。

放送分野の外資規制をめぐって、大変残念なことですが、過去の違反事例が明らかになりました。武田大臣が迅速に本検討会を設置し、制度の改善に着手されています。検討会の皆様のご議論に役立てていただくよう、本日は、私どもの考えや要望をご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料2-3を1枚おめくりください。6月14日の本検討会の初会合で外資規制に関する論点が示されましたので、それに沿う形で本日ご説明する項目をここに記載しております。本日は、まず冒頭で、民放連の総論的な考え方をご説明した上で、各項目にお答えしたいと考えております。

2ページをご覧ください。総論として、民放連としての外資規制全体の受け止めを記載しております。前回の本検討会において、放送分野の外資規制の趣旨として、枠囲いの2点が示されました。一つは、電波の有限希少性から利用は自国民を優先すべきだと。もう一つは、放送事業者は言論・報道機関としての社会的影響力を有するという点。民放事業者は、この趣旨に基づいて、外資規制が存在すること、それ自体は妥当なものと考えております。

民放連の大久保会長は、6月11日の定例会見において、外資規制の制度の趣旨は妥当なものであ

ると述べております。

3ページをご覧ください。総論の2つ目は、外資規制の確実な遵守であります。本日のヒアリングに出席するに当たり、会員社、特にキー局5社と意見交換を重ねてまいりましたが、我々民放事業者が確実に外資規制を守ることが最も重要だという当たり前のことを再確認いたしました。その上で、遵守するために必要なこととして3点を挙げさせていただきました。

1つ目が、規制を機能させるための行政と民放事業者の綿密なコミュニケーション、2つ目が、行政と事業者双方にとって実務的に対応可能で、過度な事務負担を負わない仕組み、3つ目が、非上場企業の多いローカル局への配慮であります。

これらを実現するためには、民放事業者の株主管理の実情を行政にご説明し、正しくご理解いただくことが必要だと考えておりますので、事業者と行政の間で適宜意見交換をさせていただければと考えております。また、電波監理審議会と問題意識を共有と書いてございますが、6月3日に電監審が情報流通行政局長に行った要望につきまして、民放事業者としても問題意識を共有するところであります。

それぞれにつきましては、次ページ以降、補足説明を致します。

4ページをご覧ください。放送業界における対内直接投資等の最近の状況として、参考例ですが、キー局系の認定放送持株会社5社について、外国人株主による直接比率の推移をまとめました。日本テレビホールディングスとフジメディアホールディングスは一貫して20%を超えて、他の3社は20%に達していないということが分かります。前回のこの検討会で、外資が放送事業者の株式を保有する意図は何かとのご質問があったと伺いました。大量保有報告書制度によって一定の確認ができる場合もございますが、放送事業者側から保有の意図を尋ねているわけではございませんので、特に把握はしていないというのが一般的であります。また、放送事業者は外国からの投資を歓迎しているのかというご質問もございました。外国法人等からの投資につきましては、上場企業としては企業価値が向上するというところで歓迎するという答えになりますが、それも、あくまで放送法に定められた外資規制が認める範囲内ということになると思います。

5ページをご覧ください。外資規制の具体的内容関係についてです。まず、外国人による特定役員就任禁止についてですが、これは外資規制の目的である外国性の制限に必要な措置であると民放事業者は理解をしております。実務面では役員の外国性の把握は難しいという声も民放連の会員各社から聞こえておりますので、外国性を証明する書類の種類などをお示しいただくことで、民放各社の参考になるガイドラインのようなものがないかという点も、本検討会でご検討いただければ幸いです。その下、間接比率の計算方法については、間接出資の株主を正確に把握することは事実上困難であるという大きな問題が存在します。

6ページをご覧ください。電波法施行規則第6条の3の2第3項の説明資料です。間接規制の計算は、このページの右側の図でいうと、A、a、B、b、これが全て10%以上のものを計算の対象とすることが基本ですが、第6条の3の2の第3項は、特例条項として、A、B、a、bの全部または一部が10%未満であっても、ページ左側の黄色の箇所に書かれているように全てを掛け合わせて合算した結果が10%以上となれば、間接議決権割合に算入するというものであります。

7ページをご覧ください。これは特例条項の適用事例の解説であります。左側の事例1、これは外国法人Xが免許人である放送事業者の一定の議決権保有を目的として、複数の外資系日本法人を通じて放送事業者に出資するといったケースであります。右側の事例2のようなケースも想定され、パターンは、極端に言えば無限にあるのではないかと考えられます。この特例条項を守るには、こうした出資関係を全て洗い出さないと、外国法人Xの間接出資が10%以上なのか、それとも10%未満なのかを把握できないということになります。事業者側が株式管理の実務において最大限の注意を払うことは、当然のことです。それでも、上場会社の場合は、膨大な株主の管理を求められることから、実務上のミスは起こり得るのではないかと考えます。事業者の株主管理の実態に合った運用や、必要に応じてですが、制度の見直しにつきましても、本検討会でご議論いただくようお願いしたいと思います。

8ページをご覧ください。外資規制の担保措置関係であります。外資規制に違反した場合の措置の一覧は、前回会合での総務省の資料にもございました。地上基幹放送事業者等の免許・認定の取消しは事業の廃止につながり、視聴者や社会全体に多大な影響を及ぼすおそれがあります。冒頭の総論で、民放連は電波監理審議会と問題意識を共有していると申し上げました。このページの一番下に赤字で記載していますように、放送を継続しながら違反状態を是正することが可能な制度が望ましいのではないかと考えます。取消し猶予という、猶予的な制度が、必要ではないかという考えであります。

9ページをご覧ください。実効性確保のための根拠書類についてご説明します。総務省に提出する根拠書類としては、株主情報の漏えいリスクの観点から、株主名簿の提出を必要としない制度が基本的には望ましいのではないかと考えます。ローカル局は上場、非上場や株主管理の方法も各社によって様々でありますので、事業者の実務を十分に行政に酌み取っていただき、有価証券報告書など他の制度との整合性も考慮しながら、提出頻度や提出様式をご検討いただくようお願いしたいと思います。15%に達した際の公告ルールですが、現行制度に民放事業者として異論はございません。現状は20%に達するぎりぎりのところで議決権の名義書換拒否を行うこととなっていますので、少しのミスでも命取りになってしまいます。名義書換拒否に至る手前の予防的な仕組みについて、具体的なアイデアは持ち合わせていないのですが、20%の手前のところで、行政と事業者が共に違

反を防ぐためにできる有効な手だてがないものかと考えております。

最後に、この資料には書かれておりませんが、先ほど事務局から、実効性確保に向けた当面の対応案のご説明がございました。その中に、認定や免許の申請に当たって提出する申請書や添付書類の様式変更というのがございました。現行制度において可能な対応策を検討するということは民放事業者もよく理解できますので、その際、過度な確認を行うことで放送事業者等に過剰な負担とならないようお願いいたします。先ほど岡井企画官は事業者の実務上の負担ということもおっしゃいましたので、ぜひそうした観点も入れてご検討を進めていただければと思います。外資規制の実効性を確保するには、放送事業者が確実に規制を遵守する仕組みが重要でありますので、そのためには事業者の実態に合った運用が望ましいということも、ご説明をさせていただきました。今の運用をそのままにして、提出書類の確認事項を細かくしていけば、民放事業者が過大な事務作業を負って、かえって記載ミスを犯す危険性が高まるのではないかという懸念もしております。

冒頭に申し上げましたとおり、民放事業者は外資規制の趣旨や意義を十分に理解しており、これからも外資規制を遵守するという立場でございます。本検討会の構成員の皆様と総務省におかれましては、私たち民放事業者が外資規制を確実に遵守できるようにするという視点も重視していただいて、今後の検討を進めていただければ大変ありがたく存じます。ご不明な点がございましたら、後ほどご質問くださいますようお願いいたします。

私からは以上です。どうもありがとうございました。

【庭野構成員】

庭野です。詳細なご説明いただきまして、どうもありがとうございます。

5ページのところで、役員の方の外国性の把握、日本国籍の有無の把握が困難な場合もあり得るという声がありますということですが、例えば、単純にパスポートとかそういうもので把握するのでもいいのかなと思ったりもするのですが、具体的には何か難しいケースというのがあるのでしょうか。

【(一社)日本民間放送連盟(堀木常務理事)】

ご質問ありがとうございます。堀木でございます。

どのような書類をもって外国性の把握、外国籍の有無を証明していくのか、なかなか判断に迷うこともありますし、国籍について、ご当人ではなくて、間に人を挟んだりすると、なかなか聞くことが難しいことがあります。しっかり把握するためには、行政から、根拠となる書類などについて指針のようなものを示してもらえると事業者としては助かるという趣旨でお願いを致しました。

【庭野構成員】

こういった書類を確認する必要があるというふうに法令やガイドラインで決まっていると、事業者さん側でも運用しやすいということになりましょうか。

【(一社)日本民間放送連盟(堀木常務理事)】

はい。そういうことで結構です。

【庭野構成員】

もう一点、6ページと7ページに出てきます、間接比率の把握における困難性についてですが、概念的には理解したのですが、どういう場合に把握するのが非常に難しいのかというと、例えば事例①で、a、b、cがそれぞれ10%以上であれば、10%以上の株式を持っている株主に対して特定外資系日本法人になるかどうかを個別に聞きに行くわけですが、a、b、cが10%未満であった場合に、そもそも、その株主に対して特定外資系日本法人かどうかや、おたくの株式のA%、あるいはB%を持っている外国法人は誰かというのも、全部聞いた上でないと名寄せできないといったことなのでしょう。

【(一社)日本民間放送連盟(堀木常務理事)】

ありがとうございます。概念的には今、先生がおっしゃったとおりです。放送事業者からすると、このa、b、c、dのところは、当然ながら自分で把握が可能です。一方で、特定外資系日本法人の株主については、例えば大量保有報告書で把握できる場合や、上場会社のように上位10社の株主を開示しているという場合を除いては、AからDまでを把握することは、各株主に直接聞かない限り、極めて困難でございます。

例えば、事例①にDが50%超の場合とありますが、このような株主が見つかって、なおかつdが10%に限りなく近かったりすると、本当に崖っ縁です。資料に書いてあるのはa、b、cと限定されていますがもっとたくさんあるケースもあると思います。それらの株主に外国法人Xがある場合は、10%以上になりますから、外国法人Xが見つかった時点で直ちにこれを間接議決権の割合に算入しなくてはならないということになります。少し極端な例かもしれませんが、そもそも、このA、B、C、Dを見つけることが難しく、仮に見つかったとすれば、dが10%に近いところだった場合は、すべて洗い出していないと、はっきりしたことが言えないということでございます。

なので、ここは非常に計算が難しいところだということを申し上げたいがために、2枚もスライドを入れさせていただきました。

【庭野構成員】

ありがとうございます。本当に理論的に、この規制を遵守しようと思ったときには、免許人としては、aやbが何%であるかにかかわらず、全株主に対して、その者の株主が誰で何%持っている

のかというのを全部聞いて、掛け算をして、その後、自分で名寄せをして合算するということになるのでしょうか。

【(一社)日本民間放送連盟(堀木常務理事)】

そうです。先ほども言いましたように、理論的には、先生のおっしゃるとおりです。

【庭野構成員】

実務的には、a、b、c、dの値は自社の株主名簿で把握するとして、A、B、C、Dのところというのは、それぞれが有価証券報告書や大量保有報告書で公表しているベースでお調べになるということなのか、それとも実務上も聞きに行っているのでしょうか。

【(一社)日本民間放送連盟(堀木常務理事)】

既存の株主の場合は、直接聞いております。例えば、ある社は年2回、必ず聞いていますし、大量保有報告書で確認する場合も当然あると思います。

ただ、その方法も各社様々だと思いますので、この場で、各社がこれでやっていますという断言はできないので、ご容赦ください。

【庭野構成員】

承知しました。ありがとうございます。

【大谷構成員】

大谷です。ご説明していただき、ありがとうございます。

資料の冒頭のところで、放送の社会的影響というものに鑑みて外国性の制限が必要だという立法趣旨を理解して、協力的な姿勢を示していただいているということが分かったところですが、社会的な影響力というのは、やはり放送番組を通じて行使し得るものではないかなと思っています。その考え方で差し支えないかということと、先ほどの根本委員のご質問と似ているのですが、議決権行使以外に出資者の影響が考えられるとしたら、特に放送番組に対して、どのような影響が考えられるのかを教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

【(一社)日本民間放送連盟(堀木常務理事)】

ありがとうございます。最初のご質問は、社会的影響力は放送番組を通じて行使されるかどうかということですね。それについては、先生のおっしゃるとおりだと思います。その上で、議決権行使の影響以外に出資者の影響が考えられるとしたら、どのようなものかというご質問だと承りました。それでよろしいでしょうか。

【大谷構成員】

そのとおりです。

【(一社) 日本民間放送連盟 (堀木常務理事)】

ありがとうございます。思い当たらないというのが正直なところですが、放送法には3条で放送番組編集の自由が定められていますので、法律に定められるもの以外から影響は受けないということが基本になっており、民放の経営について、外資規制の目的である外国性の制限は、議決権の制限や名義書換拒否制度で、しっかり担保されているのではないかとというのが私たちの立場です。議決権行使以外に出資者の影響が考えられるかどうかについては、思い当たらないというのが私のお答えであります。よろしいでしょうか。

【大谷構成員】

ありがとうございます。可能性として考えられるのが、ある程度の規模で出資されている方が、同時にスポンサーとして、その番組のスポンサーになっているような場合というのが考え得るかなと思うのですが、それはあくまでもスポンサーとしての影響力であって、株主としての影響力ではないという切り分け方でよろしいでしょうか。

【(一社) 日本民間放送連盟 (堀木常務理事)】

スポンサーになると番組に多大な影響力を持てるというようにも受け取れますが、私どもはそのような立場はとっておりません。議決権行使以外には思い当たらないというお答えとさせていただきます。

【大谷構成員】

分かりました。ありがとうございました。

【神保構成員】

私からは2つほどお伺いします。出資規制を遵守するための実務上の負担があるということとお伺いいたしましたが、そのほかに、この外資規制があることで、特に事業活動の障害となっているようなことがないかといった点やその他規制によって、これが大変ですよといった点はないかということをお伺いしたいです。

また、資料の9ページに、実効性担保のための根拠書類として株主名簿などが考えられるが株主名簿は提出を必要としない制度が望ましい、とご説明いただいたのですが、証憑として求めるのであれば、株主名簿は最も直接的で適切な資料なのではないかと、第三者的には思うのですが、テレビ局だったりすると、個人の株主さんなども多くいらっしゃるのかもしれないのですが、外国の株主に限った名簿の提出ということであれば比較的抵抗感が少ないのか、そのほかの方法としては、例えばどういう制度であればよいといったご意向があるかというのを、お伺いできればと思います。

【(一社) 日本民間放送連盟 (堀木常務理事)】

ありがとうございます。2つ目の質問からお答えをします。

外国人であっても個人情報保護の対象であるという認識でおりますので、外国人だけを抜き出して名簿を提出するということは、全く想定しておりませんでした。今回ローカル局を含めて上場、非上場を問わずいろいろと聞いてみたのですが、私たち事務局の想像以上に様々な方法で株式管理をしております。

事業者の実務を十分に酌み取っていただきたいということと、有価証券報告書など、ほかの制度との整合性を考慮していただきながら、提出の頻度や提出フォーマットを検討していただきたいと思います。一律に決めてしまうと、なかなかそれに合致しないところもあるのかなというのを、先生方のお話を伺っていて思いました。

4月に総務省から民放事業者に対して外国人等の議決権比率についての確認を要請されております。その際は、株主名簿の中で個人情報に関する箇所を黒塗りなどの方法で一部加工して提出したケースもございましたので、そのようなことも、もしかしたら参考になるのかもしれませんが。株主名簿が出せないのなら何を出せばいいというのだということについて、はっきりしたお答えができないのですが、そのようなことを考えております。

それから、神保構成員の最初のご質問で、外資規制があることで事業活動の障害になっていることがあるかというご質問だと思います。非常に難しい質問ですが、このプレゼンの冒頭で、外資規制の趣旨は十分理解して賛同し、なおかつ、それはしっかり遵守しなくてはいけないという立場を表明させていただきました。規制は所与のものとして事業活動を行っているとお考えいただければと思います。そういう意味では、お尋ねの件については、今、具体的にこういう障害があるということとは、この場ではお答えしかねます。

【神保構成員】

分かりました。ありがとうございます。

【根本構成員】

8ページで1つ伺いたいのですが。免許、認定の取消しのところですけど、その前段にお話しになった間接出資の株主の把握が非常に複雑だといいますか、それが少しのミスでオーバーしてしまうこともあるということ、また、もしこの問題がなければ、継続しながら是正可能な制度が適切だとおっしゃっているのですが、特にこれは、間接比率の把握について見直しがあれば、継続しながら是正可能な制度は必要ないと理解してもよろしいでしょうか。それとも、その取消し自体が問題だということでしょうか。

あと、この必要認定取消しを見直すとなると、これを悪用して、外資規制を破ってしまっても、社

会的に影響が大きいので、もう取り消せないだろうみたいなモラルハザードが生じないのか、その辺りはいかがでしょうか。

【(一社)日本民間放送連盟(堀木常務理事)】

根本先生ありがとうございます。最後のところだけ先に申し上げると、そのようなモラルハザードは少なくとも民放連の会員社では起こらないと思っています。

それからもう一つ、行政処分の中でも、認定や免許の取消しは事業の存続に関わる極めて重いものですので、ここを今の法令と今の制度の中で故意に悪用するということは考えられないと、私の実感では思います。もちろん制度ですので、性悪説に立って悪用する事業者がいるかもしれないとお考えになることはあるかもしれませんが、民放事業者の団体の立場から申し上げますと、そのような事業者はないのではないかと、私見としてお話ししたいと思います。

それから、必要的認定取消しについては、例えば認定放送持株会社に取消猶予を採用した場合には、間接比率の計算が面倒なことも解消するのではないかとというようなご質問でしょうか。

【根本構成員】

はい、そうです。

【(一社)日本民間放送連盟(堀木常務理事)】

ありがとうございます。最後は猶予になるからそれでいいとは、とても思えません。あくまで取消しの猶予であって、取り消さないと決めるわけではございません。取消猶予ですから、きちんと条件がつけられて、オーバーしている分を解消するなどして条件を満たさなければ、当然のように、取消しに至るわけです。できれば取消猶予にして、なおかつ、間接比率の計算に関しては、私たちの実情をご説明した上で、制度の趣旨を損なわないようにしていただきたいと思っています。

制度ですから、この検討会でも、立法の過程や、なぜこの規定があるのか、なぜこの電波法施行規則にこの特例条項があるのかということは、検証や、様々なご議論の中で出てくると思います。現行規定について私は、それはそれで、今までの経緯の中で必要だったものだと思っていますし、今も有効だと思っています。ただ、それをきちんと守るための立場でお話を申し上げます。ポイントになるのは、先生もお話しになったとおり、私たちが実務上、本当に可能かどうかというところでございます。

また私たちが膨大な資料を集めて、それを総務省に出した場合、総務省の担当がすべて確認しなくてはいけないというのも、相当大変ではないかとも思います。行政と事業者双方にとって実務的に対応可能ということは、とても大事な視点だと思っておりますので、そのような立場から申し上げます。

それから、先ほどの8ページで申し上げ損ねたのですが、取消猶予の場合も、現行の法律ですと、

免許や認定の有効期間の残存期間で、その一定の期間を指定して、取り消さないことができるという規定になっています。これも、例えば、発覚したときが免許認定の直前だった場合は一体どうなるのだろうと考えると、なかなか難しいことだと思えます。よくよく詰めて考えると、本当にこの規定で大丈夫だろうかという点もごさいます。今回、話が一部細かくなり恐縮ですが、そのような意見も私たち民放事業者の打合せの中では出ておりますので、ご参考までにと申上げてました。よろしくお願いいたします。

【根本構成員】

どうもありがとうございました。

【山本座長】

私からも確認をしたいのですが、2ページの部分で、外資規制の趣旨は妥当なものであると言われておりますが、現在の外資規制の内容、具体的に直接出資規制、それから間接出資規制や間接比率の計算方法といった具体的な規制の内容について、どのようにお考えになっているのでしょうか。いろいろな意見があるのか、それとも、この規制の具体的な内容について特に意見はないということなのか、内部でいろいろな意見があるということなのかというぐらいでも結構ですので、教えていただければ今後の参考になると思えます。よろしくお願いいたします。

【(一社)日本民間放送連盟(堀木常務理事)】

座長ありがとうございます。外資規制の現行制度の枠組みについて、例えば20%が閾値になっていることや、名義書換拒否の制度で事業者がきちんとやっていくという規制の大枠については、特に異論はございません。取消猶予のところはお考えいただきたいと思っておりますが、それ以外の外資規制の内容関係については特に、要望があるわけではありませんし、事業者の中でも意見があるということではありません。

【山本座長】

ありがとうございました。

(3) 議事(3) 関係団体からのヒアリング((一社)衛星放送協会、(一社)日本コミュニティ放送協会)
(一社)衛星放送協会(岡本専務理事)から資料2-4に基づき、(一社)日本コミュニティ放送協会(天沼事務局長)から資料2-5に基づき、説明が行われた。なお、具体的な説明及び質疑等は、次のとおり。

【(一社)衛星放送協会(岡本専務理事)】

衛星放送協会の岡本でございます。今回このような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。それでは早速、説明に入らせていただきたいと思います。

それでは、2ページをご覧ください。衛星放送協会は、放送事業者と放送事業者に番組を提供している番組供給事業者等の正会員76社で構成されている団体でございます。活動に関しましては、協会のホームページ等々ご覧をいただければと思います。

時間がないので、次の3ページをお願いします。本日のご説明資料の目次になります。前半は衛星基幹放送と、我々に関係あります基幹放送局提供事業者の現状をご説明し、その後、今回、時間なかったですけども、できるだけ会員の意見ということもありましたので、会員からアンケートを取りまして、基幹放送事業者としての外資規制の在り方に関する意見を取りまとめているので、ご説明させていただきたいと思います。

それでは、4ページをご覧ください。ここからが衛星基幹放送の現状でございます。

5ページをお願いします。これが衛星基幹放送のジャンル別の番組一覧表になります。これが現在行われているチャンネル群になります。ジャンルごとになっていますけれども、多くの専門チャンネルのジャンルが多数存在しています。後でも意見が出てきますが、外資規制の対象にする必要のないようなチャンネルも多く存在しているのが現状でございます。

6ページをご覧ください。その中から衛星放送協会会員者による放送の一覧表を、BSとCSに分けて表記したものでございます。6ページがBS放送、7ページ、8ページがCS放送になります。先ほど説明しましたように、専門チャンネルがメインになっているわけですが、さらに、この特徴といたしましては有料放送が大半を占めていることです。これは6ページのBSも、次の7ページ、さらに8ページと見ていただいても、有料放送が非常に多いということが分かります。

それでは、9ページをご覧ください。ここからは、我々が放送のハード面をお世話になっています、基幹放送局提供事業者の説明になります。現在は、BSのBSAT様とCSのスカパーJSAT様が認定されて、我々お世話になっているところでございます。まず、左側が放送衛星システム、BSAT様の株主構成になります。これはBSの事業者がメイン、NHKさんはじめ、こういう株主構成になっています。スカパーJSAT様、事業会社のスカパーJSAT様が免許をお持ちですが、その親会社のスカパーJSATホールディングスの株主構成を、そこに入れてみました。その詳しい内訳というか、内容が10ページになります。スカパーJSATホールディングスは当然、上場会社ですので、外国人株主の項目も、これはホームページから抜かせていただいていますけれども、2021年3月31日現在で25.9%が外国人の株だということの表記がありましたので、ここに記載添付させていただきました。それでは、11ページ、ここからが会員の意見を取りまとめ

た外資規制の今回の在り方に関する意見でございます。

まず、検討項目の1に挙がっていました外資規制を適用する事業・分野、これは我々に関係する部分の衛星基幹放送事業者と基幹放送局提供事業者に関して述べています。衛星基幹放送事業者に関しましては、外資規制の適用は基本的には必要だと。ただ、中には、先ほどありましたように、有料放送あるいは放送内容によっては必要ないとの意見もございました。ちなみに、有料放送の世帯数規模は現状どの程度かということでございますけれども、WOWOW様が毎月、公式に発表されていますのが、6月末が約280万世帯、他の事業者が、最も多いところでも、直接受信でございますので、200万世帯未満と、全体の世帯数からいうと5%未満というようなところが現状かなということでございます。また、先ほども言いましたように、ジャンルによっては全く必要、影響がないんじゃないのという意見もございました。なので、先ほど言いましたように、撤廃も検討してほしいという意見も中にはございました。

基幹放送局提供事業者に関しては、放送内容に与える影響がないということから、対象から除外すべきとの意見もあり、少なくとも取消しは行うべきではないという意見が多くございました。これは、取消しが行われた場合は、放送事業者の放送が一挙に停止してしまい、視聴者に多大な影響を与えてしまうと。少なくとも放送の継続が担保されるべきという意見が大半でございました。

13ページをご覧ください。先ほどとちょっと関係しますけど、2番目が外資規制の具体的な内容になります。衛星基幹放送業者に関しては、現状の内容で問題がないというのは大半でございましたが、最も反対意見が多く出てきたのは、間接支配の導入の反対でございます。後ほど、その件に関しましては、現状と反対意見の内容をご説明したいと思います。さらに、適用除外の検討の意見もありました。基幹放送局提供事業者に関しては、先ほども申しましたように、間接支配規制の導入には絶対反対でございますけれども、基幹放送事業者の放送が継続できる仕組みの必要性を求める意見が大半であったところでございます。

それでは、14ページが、これ全社じゃございませんけれども、分かったところを挙げておりますけれども、現状の間接支配の状況になります。これにもし具体的な現状の外資規制の間接支配が導入された場合は、既に、一番上のA社なんか100%なんでございますけれども、20%を超える、かなり近い、そういう事業者が多くあるという現状が見てとれる状況でございます。

15ページ、これが反対の理由をまとめたものでございます。まず間接支配規制の導入に関しては、導入のあった場合は、結果的に番組の多様性を損なうことになるのではないかと。また、我々最近、OTT事業者との競争もあり、非常に苦しい状況が続いているわけですがけれども、資本政策の検討も余儀なくされている社もありますし、そういうものがパートナーを見つけるに当たって、間接出資の規制導入は、その障害になるというようなことの見解も出ております。衛星放送の内容は、報

道要素がないものに関しては、間接支配も必要はないと。また、外資規制の自体の撤廃を検討してほしいという意見が、先ほど言ったように、出ております。また、導入された場合におきましては、現在問題になっていないチャンネル等に、既に該当するチャンネルが先ほどのように多くあるという現状もあると。また、欧米諸国においても間接支配は導入されておらず、日本においても長年、外資規制の趣旨に反するような、これによって社会的な悪影響は発生していないということでございます。また、インターネットの普及等で国民のメディア様式が変化し、放送の相対的な影響力も変化する中で、規制を強化する必要はないと、こういう意見も出ております。

以上が主立った反対の意見でございました。

16ページ、これは外資規制の担保処置でございます。現在の担保処置は継続していただければ、先ほどの民放連さんの質疑応答でも出ていましたけれども、これに関しては故意的な事案を除いて、やっぱり違反による即時認定の取消しは避けるべきではないかと。レギュラー的なチェック体制を確立して、修正可能なルールを構築すべきではないかという意見がございます。さらに、基幹放送局提供事業者に関しては、違反があった場合でも、基幹放送事業者の放送が継続できる仕組みの構築を行うべきという意見が出ています。これは言わずもがなでございますけれども、基幹放送局提供事業者のほうが発行取消しになりますと、一挙に数十チャンネルの放送が不可になると。こういうことはあり得ないのではないかと。これは再検討されるべきだという意見でございます。

17ページをご覧ください。外資規制の実効性の担保の検討事項です。これに関しては、3つの点です。「外資規制の状況が的確に把握できる内容の提出書類」。これは先ほど総務省の事務局から説明がありましたけれども、そんな表がどうかってこれからでしょうけど、そういう今の分かりにくい面がもっと的確にできるというものが必要ではないか。民放連さんや我々もそうですけど、定期的なというか、コミュニケーションがきちりできる、そういうようなことも必要ではないかと。あるいは、今15%以上で公告することになってはいますがけれども、いわゆる危険水域みたいなのを設定して、一つのアイデアですけども、その事業者には厳しいルールがさらにあるとか、そういうこともあっていいんじゃないかと。さらに具体的に言うと、申請時には、免許申請する放送事業者が自身の外資規制違反を把握できるような様式の提出書類であれば、その段階での問題は起きないのではないかと。免許後は定期的なそういう確認の書類の提出、あるいは先ほど言いましたように、危険水域を決めて、それが厳しくなると。あるいは、更新時もまた同じだというようなことをやっていってはどうかということでございます。ただ、ここで、一方で放送事業者から、我々に過度な負担が増えないようにという要望も当然ございましたので、付随して述べさせていただきたいと思っております。

18ページでございます。外資規制の審査体制でございます。先ほども申しました的確なルール、

的確なことが確立されれば、現状の体制でも問題はないのではないかと。民放連さんもおっしゃっていますけど、放送事業者とコミュニケーションが的確に行える体制であれば、我々としては、全く問題は感じておりませんし、問題ないと思いますということでございます。

19ページです。いろいろ重なったりしたので、最後にまとめたページを作ってみました。会員の全体的な意見としては、適用する事業分野、具体的な内容、担保措置に関しては、基本的には現状維持の方向でよろしいのではないかと。強化しなければならないのは実効性の確保ではないかと。審査体制に関しては現状維持でも、審査新組織でも、コミュニケーションがきっちり図れて、そういう体制であれば、我々にとって問題はないということでございます。そういう中で検討していただきたいのは、いわゆる、民放連さんもおっしゃっていましたが、即取消しの猶予の件でございますね。これに関しては検討していただければということと、さらに、有料放送とか放送内容によっては、もう対象外にしてもいいのではないかとというようなことを求める意見もございました。さらに、基幹放送局提供事業者に関しましては、違反の場合は、何度も申し上げますが、我々の放送の継続がやっぱり担保されているというルール構築を要望したいと。つまり、我々のせいじゃなくて我々の放送が止まるということは、ちょっと問題ではないかと。なので、現状のB-SAT様とかスカパーJ-SAT様であれば問題はないのかもしれませんが、免許の認定ですので、将来どのような事業者が認定になるかということとは分かりませんし、この辺はきっちりしたことを対応していただければと思うところでございます。

以上でございます。ご清聴どうもありがとうございました。

【(一社)日本コミュニティ放送協会(天沼事務局長)】

日本コミュニティ放送協会事務局長の天沼と申します。本日はコミュニティ放送に関するご説明とご要望を述べる機会を頂きまして、ありがとうございます。

第1回の検討会の中でもご質問がございましたが、コミュニティ放送につきまして詳しく知る機会が限られており、一般的な認知度も、名前と実情がすぐにつながるほど高くはないという認識でございます。一言で言いますと、町のラジオ局ということになりますが、一般的なラジオ局とは様相が異なる性質がございますので、本日は少しでもご理解いただけるようにご説明をしたいと思います。また、当協会はコミュニティ放送業界の唯一の法人団体ということもございますが、業界における外資の状況ですとか役員構成等におきましては、当協会が管理や把握はしておりませんので、ご承知おきください。

それでは、資料2-5をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして1ページ、こちらが本日ご説明をする内容となっております。(1)

から（6）まではコミュニティ放送の概要と実情、（7）が課題・要望となります。

では、ページをめくっていただきまして、2ページをご覧ください。コミュニティ放送の概要となります。先ほど町のラジオ局と申しましたが、防災や地域活性化を目的としまして、平成4年1月に制度化された特定地上基幹放送となります。おおむね1つの市区町村を放送対象区域とする超短波放送で、県域放送局などと同様に市販のラジオで聞くことができます。特に災害時に地域に特化した情報を提供することで有用性が認められまして、令和3年6月1日現在で47都道府県において335事業者が開局しております。そのうちの当協会の会員は248社ということで、全体の74%が加盟しております。免許申請は、申請者自身で未使用の周波数帯を見つけまして、先に申請した者を審査する先願主義で、既に空き周波数が少なくなっている地域もございます。現在では、難聴地域対策としまして、インターネットサイマル放送を実施している事業者が、令和3年5月末現在で296社となっています。

続いて3ページをご覧ください。コミュニティ放送事業者の推移となります。平成7年の阪神・淡路大震災のときに地域住民への情報伝達手段として有用視されたことを受けまして、平成8年から10年度に急増いたしました。以来、出力の上限ということも、上限の上昇もありまして、廃局事業者もいながら、ほぼ右肩上がり増加、近年は微増傾向にございます。

続いて4ページをご覧ください。コミュニティ放送の放送設備となります。基本的には、スタジオ等を、実際に番組制作を行う演奏所と電波を送信する装置、アンテナのある送信所、そして、その2か所をつなぐ回線で構成されています。この演奏所が市役所や公共施設にあるところもあれば、民家の一室で防音壁や共用部、オフィス部分との隔たりがないような放送局もございます。また使用する機材も、専門機器もあれば民生機器、中には放送局独自のものを製作して使用しているところもあります。社員は少人数制で、1名から10名程度のところまで幅広くございますが、平均的には4、5名程度の社員と市民パーソナリティの構成というところが多いです。また、社員1名の業務内容や負担が多く、個人の力量によって事業内容が決まってしまうことも多いという実情がございます。

続きまして、5ページをご覧ください。コミュニティ放送の事業となります。コミュニティ放送は、設立趣旨としまして、災害時の情報伝達を第一としています。しかし、災害時に聴取者に聞いていただくためには、その認知度を上げなければならず、通常時においても聴取率を増やすべく、試行錯誤しながら番組制作を行っております。また、地域によって必要とされる内容が異なるために、事業者ごとの事業モデルが存在しているのも特徴です。事例として記載いたしました。多くのコミュニティ放送事業者は、行政をはじめとしまして、企業・民間団体、イベント&観光団体や環境団体等とつながりを持ちまして情報を集約するとともに、行政と企業や民間団体等とのハブとなるこ

とも多くあります。さらに、地域が限定されているために、出演者も聴取者の身内やご近所さんというのも珍しくなく、番組出演をきっかけに、地域のイベントやプロジェクトなどを一緒に実施することもあります。また、当協会に所属している会員同士の相互協力によりまして、災害時や平常時において、地域のコミュニティ放送事業者同士が協力して情報発信やイベントを行うこともあります。このように多くの団体や個人とつながりを持つことで、災害時に情報も集まりやすく、実情を早く正確に伝えることができます。

続いて、6ページをご覧ください。災害時におけるコミュニティ放送の特色ということでございます。多くのコミュニティ放送事業者は、自治体や関係団体と防災協定を結んでおりまして、公式発表される災害時の情報を伝えています。また、そのほかにも停電や断水、道路状況など、地域住民からの情報提供も多く、具体的な道路や地域の情報を伝えることができます。資料中の日本民間放送連盟研究所の「東日本大震災時のメディアの役割に関する総合調査」よりの抜粋資料にもございますが、被災地で役に立ったメディアということで、上位にラジオと口コミが挙げられます。口コミは信憑性が問われますけれども、地域住民の口コミの情報精査をして、コミュニティ放送では伝えています。また昨今では、通信環境の改善とスマートフォンの普及によりまして、日常的な利便性からラジオの需要は伸び悩んでおりますけれども、被災時には通信や充電環境が整わないことから、地域の詳細な情報発信をするメディアが限られている一方で、ラジオ、コミュニティ放送は、乾電池や手回し充電式などというもので受信ができますので、非常に簡素な聴取環境にはメリットがあり、避難生活が続く状況下では、受動的に情報が受け取れるラジオが有用であるということがうかがえます。

続きまして、7ページでは最近の事例を挙げさせていただいております。令和元年房総半島台風のときの千葉県のかずさエフエムのことを記載いたしました。概要は記載のとおりですが、放送局といえども被災は致しますので、その事例となります。かずさエフエムは台風上陸3日後に、先ほどご説明しました演奏所と送信をつなぐ回線が途絶えまして、送信所脇の建屋に仮設スタジオを設置して、発電機からの給電を行いながら生放送を継続しました。その後、19日に通信回線が復旧し、通常の演奏所より放送を再開したということでございます。なお、こちらのほう、通信回線が途絶えた原因としましては、通信回線事業者の停電に伴う予備バッテリーも切れてしまったことによるものだと聞いております。

続きまして8ページ、コミュニティ放送の経営形態でございます。全国335事業者のうち、第三セクターを含む民間事業者が303社、NPO法人は32社となっております。

続きまして9ページ、コミュニティ放送の収支状況でございます。決算時期等の違いによりまして、対象事業者数と全事業者数、一致しておりませんが、令和元年度、対象事業者数303社と

ということで、全体の売上高は145億600万円ということでございます。ここに出ている数字のとおりですけれども、これ売上高を1社平均にしますと、およそ4,800万円ということ、それから売上高の分布ですけれども、2,000万円までというところが多く、上のほうの2億円というところは本当に数社というところになっております。また、営業損益の分布というところに関しましても、1社平均がおよそマイナス69万円ということで、ほとんどのところが利益を出すのが難しく、利益が出たとしても、あまり高額な利益は出ないというような状況になっております。一方で、先ほどお伝えしましたとおり、災害時等は臨時の設備を購入したり、被害に遭った後、設備の買換え等もございまして、出費が高額になるという実情もでございます。

それでは最後、10ページをご覧ください。放送法及び電波法による外資規制に関する課題・要望ということでございますが、ここまで説明いたしましたことと重複することもございますが、コミュニティ放送は資本金6,000万円未満の局が全体のおよそ7割を占めておりまして、経営規模が小さく、出資者も非常に限定されている非上場企業や個人のみとなっています。中には一口株主のように個人株主を多く持つ事業者もおります。そのため、免許または認定申請時から大きな変更が生じにくい反面、個人出資者の相続や婚姻等による影響を大きく受けやすい実情となっております。また、同様の問題は人選に苦慮する役員人事においても挙げられ、特に外国人居住者の多い地域では考慮すべき問題となることがあるようです。さらに、内部体制も少人数で多くの業務を兼任していることから、申請や根拠書類等の作成・提出等の負担も大きい状況となっております。

以上のことから要望を出させていただきますが、まず前提としましては、外資規制の趣旨に関しまして、原則として理解、同意するものとしております。あくまでコミュニティ放送事業者の実情からのご要望となることをご承知おきください。

まず、外資規制の具体的内容関係としましては、直接・間接出資に関する規制の緩和、括弧で撤廃と書かせていただきましたけれども、こちらに関しましては、個人株主の相続や婚姻や地元企業の買収等、こういう事案が生じたときに、コミュニティ放送事業者側では、これを把握、コントロールするすべがないということで、万が一こういう事象が生じたときには、結果から知ることになるということがございます。また、外国人役員の人数の緩和というところも同様の理由となります。地域の中で成り手の非常に限定された中では、婚姻等々のことに関しましても、それを理由で役員人事等を妨げるようなことにはなかなかできないという実情がございまして、こちらも要望と挙げさせていただきました。また、外資規制の担保措置関係に関しまして、違反した場合の暫定措置ということで、猶予期間を認めていただければと考えております。こちら、自治体の地域防災計画などに組み込まれていることが多く、その影響を考慮した上でのごことでございます。また、外資規制の実効性確保関係ということで、提出書類の簡略化、また報告頻度の減少というところ、こちら

は、ひとえに人手不足から挙げるところでございます。

以上でご説明とご要望ということで述べさせていただきました。ありがとうございました。

【森川構成員】

衛星放送協会、日本コミュニティ放送協会の皆様ありがとうございました。

これは事務局へのお願いになります。1点目は、諸外国でも地上波テレビと衛星やコミュニティ放送とでは、やり方が異なってくるということだと思えますが、特にコミュニティ放送に関して諸外国ではどうしているのかというのを、後ほどでも教えていただきたいです。

2点目は、諸外国だと衛星放送やコミュニティ放送が、地上波テレビとは違った形での制度設計になっており、規制というのはどんどん緩くなっていく方向だと思えますが、その際の審査みたいな歯止めが、どこでどのようにかかっているのかに関して、後日教えていただきたいです。

【鎌田国際放送推進室長】

事務局でございます。第1回にも資料を出しておりますが、改めて確認して、後日整理をさせていただければと思います。

【山本座長】

ありがとうございます。コミュニティ放送等の細かい資料は、出ていなかったのではないかとありますが、後日また確認をした上でご説明をさせていただきます。

【森川構成員】

ありがとうございます。

【大谷構成員】

ご説明どうもありがとうございました。

衛星放送協会様の資料について教えていただきたいのですが、19ページのところの検討要事項ということで、基幹放送局提供事業者のところにも外資規制の要件緩和の検討という項目を掲載されているのですが、具体的にはどのような要件緩和をご要望になっているのか、教えていただければと思います。もともと、他の事業者に比べると、それほど大きな規制ではなかったと思うのですが、どのような形になるのがいいとお考えになっているのかを、教えていただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

【(一社)衛星放送協会(岡本専務理事)】

先生ありがとうございます。お答え申し上げます。

趣旨といたしましては、基本的には、我々の放送が継続できれば何の問題もないということです

が、撤廃があれば一番安心という意見も会員へのアンケートの結果にあったものですから、入れさせていただきます。現行の範囲内でも結構ですが、担保措置があればそれでいいし、外資規制の対象でなければ、この問題からは関係なくなるので、一番安心であるという意見は出ています。

【大谷構成員】

ありがとうございます。ハードの事業者はソフトの事業者から申込みがあれば設備を提供する提供義務があるので、直接放送番組に対して与える影響がないというのはそのとおりだと思いますが、やはり事業者として設備を保有されているということで、事業の休廃止というものが、外資規制と関係ない世界で、事業者として発生した場合には、多大な影響を及ぼすものであると思いますので、現行レベルでの外資規制というのは恐らく必要になってくると私自身は思っているのですが、賛成される方と反対される方とそれぞれいらっしゃっているということですよ。

退出規制としても、届出ぐらいですので、事業の継続性を確実に担保するためという観点からすると、ご賛同いただける事業者さんも相当いらっしゃるという認識でよろしいでしょうか。

【(一社)衛星放送協会(岡本専務理事)】

はい。どちらかという、先生、ご指摘のように、我々の事業が継続できることが一番でございます。

【大谷構成員】

分かりました。ありがとうございます。

【神保構成員】

ありがとうございました。私も衛星放送協会様にご質問ですが、事業内容やチャンネルが多様であること、それから加入している方がある程度限定的というようなことをお伺いし、資料の12ページで、有料放送や放送内容によっては撤廃も検討をしてほしいという意見もあったとお伺いしています。

この意見について、もっと突き詰めてしまうと、有料放送であるか無料放送なのか、チャンネルが趣味のチャンネルでない場合であっても、コンテンツが他の日本国内の大株主から影響を受けないということと同様のレベルの編集の自由がしっかり担保されていて、中立な放送内容を心がけるということさえ決まっていれば、外資規制が全般的になくてもよいのではないかなというようにも感じたのですが、いかがでしょうか。そういった点については、やはり残っているほうがよいとお考えかどうかということも、お伺いしたいです。

特に感じるのは、今、衛星放送で趣味やいろんなチャンネルを見るのと、インターネットの事業者で、有料放送であるとか、15ページでOTT事業者との競争もあると記載いただいているところ

ですが、消費者の目線からどのように違うのかというと、ほぼ同じではないかなと思っているので、外資規制はやはり残ったほうがよいというお考えとして、例えば、衛星放送事業者はネットの事業者とこういうところが違うというようなところがあれば教えていただきたいなと思います。

【(一社)衛星放送協会(岡本専務理事)】

先生ありがとうございました。放送ということの信用性みたいなことをよく言われますが、ご指摘のように、我々放送事業者は、通信事業者と違って、番組審議会制度も有していますし、そういうもので我々の放送の公共性、信頼性を得ている。つまり、我々は番組審議会を通じて放送の基準を維持し、その公開義務を負っておりますので、そういう制約の中で、我々放送としての一つの位置づけという自負を持って、会員諸氏はやってくれていると私は個人的に思っています。

さらに言わせていただくと、我々は、例えば聴覚障害者に対して字幕のサービス放送を、お金もかかりますが、50%を目標にしており、もう100%のチャンネルもございます。通信と放送が融合だと、同じものだと言われますが、全国民に対して、できるだけ見ていただく放送のポリシーみたいなものを持って、我々としては、そういう違いみたいなものの自負を持ってサービスを展開していると、こういうふうに思っているところでございます。

【神保構成員】

ありがとうございます。放送内容によらず、ソフトのほうも外資規制は全部不要ではないかというご意見までは出ていないのでしょうか。

【(一社)衛星放送協会(岡本専務理事)】

先ほど言いましたように、大半の意見は、現行の外資規制違反のものがベースにあって、それで若干の規制緩和を考えていただきたいというのが主流です。いわゆる、この制度に関して反対だという人はいません。ただ、中には、自分のところはいいのではないかという会員もいるということですね。有料の事業者から、無料とは視聴者の範囲が違うという意見があったということでございます。他方で、やはり間接支配の導入は反対だという意見が一番多かったです。これは賛成する人はいませんでした。

【神保構成員】

ありがとうございます。

【庭野構成員】

庭野です。日本コミュニティ放送協会様に1点お伺いしたいのですが、10ページの課題で、少人数で多くの業務を兼任している実情から、厳しく、負担の重いレポーティングが難しいといった点について理解しました。外資規制に違反した場合の暫定措置の導入を要望されておられる点につい

て、外国投資家、あるいは外国人からの出資であっても、受け入れていけない場面があるのでしょうか。

また、コミュニティで外国人の方の居住者が多い場所もあるという話を伺っていますが、やはり外国人の方を役員に登用するニーズというのが、どれくらいあるのかといった点について、ご教示いただけませんかでしょうか。

【(一社)日本コミュニティ放送協会(天沼事務局長)】

ありがとうございます。お答えさせていただきます。

今ご質問いただいたことですが、必要性が非常に高いというようなところは現在のところはございません。なぜならば、外資規制に関することというのは前提条件として受け入れておりますので、今の状況の中では、そういう具体的な話がどれくらい出ているというようなことではございません。

ただ、今、地域経済の中でも、かなり厳しい状況が続いていく中で、今後、地域の企業が買収を受けた場合や、もしくは国際結婚というような案件が出てきた場合に、コミュニティ放送の場合は、その個人の影響を非常に受けやすいという部分で、今回、要望という中で、出させていただいたというような状況でございます。

【庭野構成員】

分かりました。

【山本座長】

ありがとうございます。今の点ですが、10ページにご指摘になっているのは、もともと外国性には問題がなかった状態だったが、主に相続や企業買収等によって外国性の問題が生じた場合を書かれているのですが、より積極的に外国資本を入れるとか、あるいは外国人役員を入れるということによって経営にプラスになるといった、具体的な話は何か聞いておられますでしょうか。

【(一社)日本コミュニティ放送協会(天沼事務局長)】

具体的なお話を頂いているわけではございませんが、非常にコミュニティ放送事業者自体、経営状況が芳しくないというところが多くて、可能であれば、出資していただける方もそうですが、外国人とか外資のところにとらわれず出資を受けたいというような状況はあるかと思えます。

【山本座長】

それでは、衛星放送協会様に似たようなご質問になるのですが、先ほど、構成員との間で、例えばソフトの分野に関しては有料放送とか、あるいは専門チャンネル等については、外資規制を撤廃ないしは緩和するといった話であるとか、あるいはハードに関しても、そのような話があるというこ

とでしたが、これも具体的に、現在この規制があるために、いろいろ困っているというか、障害になっているとか、あるいは、こういった規制がもし撤廃等されれば経営上こういうような具体的な幅が出てくるとか、そういう具体的な話、あるいはニーズ、要望というのは何か把握されていますでしょうか。

【(一社)衛星放送協会(岡本専務理事)】

お答えしますと、現状でいうと、分かりやすく言うなら基幹放送局提供事業者のほうですね。B-SATさん、スカパーJ-SATさんは間接規制がないので、外資規制に違反するとは思わないです。しかし、将来的にどこが免許取るか分からないため、今回がいい機会だから、そこは、きっちりとしたことにしておいてほしいという要望です。

現状、何かデメリットを感じているかということ、先ほど言いましたことといえば、実効性の確保というところが一番、今回重要なのかなという捉え方はしています。ただし、民放連さんと同じ部分でいえば、即取消しの部分ですね。我々、その部分の担保処置の検討はしていただきたいということでございます。

【山本座長】

分かりました。ありがとうございます。

【根本構成員】

コミュニティ放送様に1つご質問ですが、御事業が非常に特殊で、ご要望の点も納得できるものあったのですが、一方、災害時において、非常に住民のセキュリティーに関わるお仕事なのかなと思っています。そこに外資系がすごく影響力を持つことで、何か懸念とか、意図しない問題が起きるといふか、そういうことはご心配にはならないでしょうか。

【(一社)日本コミュニティ放送協会(天沼事務局長)】

災害時において外資系、影響力が出てきたというところに関しては、あまり考えにくいことではないかなと思います。事例がないもので何とも言えないですが、災害時においては、放送局としましては、情報を伝えることが一番ということで、その情報内容とか、その吸い上げた情報をどこかに渡すというようなことも特にいたしておりませんので、そこに関して何かの影響が出てくるといふことは少し考えにくいのかなとは思いますが。

【根本構成員】

外国法人などからこの事業に関わりたいみたいな、そういう人たちはいるのでしょうか。

【(一社)日本コミュニティ放送協会(天沼事務局長)】

外国人の前に、日本人もそうですが、この事業に関わりたいとか出資したいというところが多け

れば、ここまで困っていない実情があるのかなというところはございます。なかなか関わる方の理解を得て出資をしていただくことや、役員を請け負っていただくこと自体が難しい地域もあるということです。全く困っていない地域もあることはあるのですが、非常にそれが困難な地域も存在するというところでございます。

【根本構成員】

ありがとうございます。

【神保構成員】

今日いろいろお話をお伺いして、いずれの事業者様においても、やはり即必要的取消しというのが一番問題ではないかと考えられているというのが大きいと思いました。また、民放連の資料で指摘されていたことですが、取消しの猶予というのも行政の裁量的な判断で残存期間の中で猶予できますというのでは不足かもしれない。そうすると、ジャストアイデアですが、例えば、何か違反の事態が発生したときに、それを速やかに申告したときや、あるいは、それを行政機関のほうで発見したときに、そこからワンクッション、例えば是正をなささいというインストラクションが出て、そして一定期間の是正期間を置いて是正するチャンスがあり、その期間内に是正できないという場合に免許取消しをするかさらに、そこで裁量的な猶予もあるかもしれないといった世界になると、少し事業継続の観点でもよいのかなと感じました。そういった制度であれば懸念が緩和されるかどうかということと、あとは実際に是正をしようとする場合に、どの程度の期間が実務上あれば、よいと思われるか、皆様にお伺いできればなと思います。

【(一社)衛星放送協会(岡本専務理事)】

先生ありがとうございます。基本的に先生がおっしゃっていただいたような方法であれば、僕は、問題ないと思います。ぜひ、そういう方向で検討していただければと思います。まして、我々、皆さんそうだと思いますけど、故意にごまかそうと思っている人はいないと思います。民放連の堀木常務理事もおっしゃっていましたが、作業が大変でして、そういう中で、人間がやることでしたらミスも出てくるでしょうから、何かそういう処置をしていただければと思います。もちろん上場会社のところで難しい問題もあるでしょうから、いろんなことは検討しないといけないのですが、基本的には先生がおっしゃったような方向性があれば、我々、非常にありがたいと思います。

【(一社)日本コミュニティ放送協会(天沼事務局長)】

今おっしゃっていただいたようなところと同様の部分にはなるのですが、基本的には外資規制の趣旨というところに賛同する部分がございますので、猶予期間というか、是正期間のようなところが設けられるのであればと思いますが、具体的な期間としましては、その違反する内容によると思

っており、今、私のほうで即答できませんので、そこはお答えしかねる部分がございます。いずれにしても、その是正期間みたいなものが設けられるということであれば、非常にありがたいお話だと思っております。

【(一社)日本民間放送連盟(堀木常務理事)】

取消猶予の制度のイメージは、先ほど神保構成員がお話しになったことで違和感はありません。私ども、そういうふうには思っておりました。

それから、期間に関しましては、具体的に今これということをお話しできるほど、あまり知見がないので、お答えできないのですが、問題になりそうなケースとしては、現行制度に照らせば、免許認定の有効期間の残存期間で一定の期間取り消さないことができるということですが、発覚したときが免許認定の直前だったら場合はどうなのかということをお知らせしたので、期間については、大変申し訳ございませんが、今は具体的には申し上げられません。

【山本座長】

ありがとうございます。神保構成員が今、ご指摘された、別の種類の行政処分につきましては、行政法規にはいろいろな仕組みが取られている例がありますので、そういったものも参考にしながら、放送の場合に、どのように考えるかということを検討することになるのではないかと思います。

(5) 閉会

【山本座長】

本日は大変貴重なお話をいただきましてありがとうございました。危険水域の話とか、今後参考になる話がいろいろ盛り込まれておりました。私たちとしても、今日のお話を参考にさせていただきながら、さらに議論をしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題は以上となりますが、事務局からございますか。

【事務局(鎌田国際放送推進室長)】

次回の会合につきましては、通信事業者や無線局関係団体などからのヒアリングを予定しておりますが、開催日時や方法などのご案内につきましては別途ご連絡差し上げたいと思っております。

【山本座長】

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会第2回の会合を閉会いたします。本日は活発なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

(以上)